

## 告 示

### 埼玉県告示第四百九十二号

平成十三年埼玉県告示第三百九十三号（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年五月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

第二条第一号ハ中「三百十円」を「三百二十円」に改め、同条第二号ロ中「二百五十三万円」を「二百六十二万円」に改める。

第三条第一号ハ中「千四十円」を「千八十円」に改める。

第四条第三号イ中「一万七千八百円」を「一万八千三百円」に、「二万九千四百円」を「三万二百円」に、「二万二千九百元」を「二万三千五百円」に、「三万八千百元」を「三万九千二百円」に、「三万三千七百元」を「三万四千六百元」に、「五万三千百元」を「五万四千六百元」に、「四万四百元」を「四万五千五百円」に、六万二千百元」を「六万三千八百円」に、「五万二千二百円」を「五万二千六百元」に、「七万八千百元」を「八万三百円」に、「七千五百円」を「七千七百元」に、「一万七百元」を「一万千円」に改め、同号ロ中「五千八百円」を「六千円」に、「九千四百円」を「九千七百元」に、「七千八百円」を「八千円」に、「一万二千三百円」を「一万二千六百元」に、「一万七千七百円」を「一万七千四百円」を「一万七千九百元」に、「一万四千二百円」を「一万四千六百元」に、「二万六百元」を「二万二千二百円」に、「一万八千円」を「一万八千五百円」に、「二万六千円」を「二万六千八百円」に、「二千五百円」を「二千六百元」に、「三千四百円」を「三千五百円」に改める。

第七条第二号中「五十四万七千円」を「五十六万七千円」に改める。

第九条第三号ロ(1)中「四千百元」を「四千二百円」に改め、同号ロ(2)中「四千四百円」を「四千五百円」に改め、同号ロ(3)中「四千八百円」を「四千九百元」に改める。

第十条第三号中「二十万六千円」を「二十万八千七百円」に、「十六万四千八百円」を「十六万七千円」に改める。

第十一条第二号ニ(2)中「五千二百円」を「五千三百円」に改める。

第十二条第二号中「十三万三千九百元」を「十三万四千三百円」に改める。

第十四条第一号イ(1)中「二万六千六百円」を「二万二千三百円」に改め、同号イ(2)中「一万六千円」を「一万五千八百円」に改め、同号イ(3)中「一万五千八百円」を「一万五千七百円」に改め、同号イ(4)中「一万六千円」を「一万六千円」に改め、

同号イ(6)中「二万千五百円」を「二万四千円」に改め、同号イ(7)中「二万千五百円」を「二万四千円」に改め、同号イ(8)中「二万千四百円」を「二万四千円」に改める。